平成２４年（フ）第１８９６号
札幌市白石区菊水元町８条１丁目13番14―102号
債務者　安達　雅代（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１１号
札幌市北区北37条西７丁目３番33―312号
債務者　石田　恭子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９１８号
札幌市西区西野８条６丁目８番23号
債務者　大千里奈美枝
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９２９号
札幌市南区南34条西10丁目３番23号　マウンテンモイワ107号
債務者　中垣　眞純
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１９４５号
札幌市南区定山渓温泉東４丁目332番地　しらかば荘
債務者　渡邊　清子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３１２号
神奈川県座間市栗原1750番地の１
債務者　星野二三子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１３号
相模原市南区相武台３丁目23番１―102号
債務者　岩下　　舞（旧姓猿渡）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１４号
相模原市南区西大沼１丁目33番35号　パル今井102
債務者　小池　　昇
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３１５号
相模原市南区磯部10番地１　オークガーデンA101
債務者　臼倉　夕佳（旧姓近江）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３２１号
相模原市南区東林間８丁目７番29号　桐谷荘102
債務者　船越欽一郎
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第４９号
新潟県三条市南四日町４丁目３番21号
債務者　土田　俊行
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第５０号
新潟県三条市西潟15番５号、前住所新潟県三条市塚野目５丁目16番21号　欅２－Ｂ
債務者　高野真理子
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第１８号
新潟県佐渡市両津湊279番地
債務者　青木きそえ
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２４年（フ）第３２号
静岡県御前崎市佐倉1327番地の５　佐倉ハイツ205号
債務者　川島　春男
1　決定年月日時　平成24年９月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２４年（フ）第２８６号
愛知県一宮市九品町３丁目９番地１　ライオンズマンション一宮九品町306号
債務者　伊藤　　功（旧姓光村）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２４年（フ）第２９０号
愛知県一宮市木曽川町黒田三ノ通り96番地
ベルラ．ヴィレッジ３Ａ号
債務者　大橋あすか（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第１５６１号
堺市南区宮山台４丁３番26―105号
債務者　鬼島美由喜
1　決定年月日時　平成24年９月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月１日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係